

NISA 約款（非課税上場株式等管理、特定非課税累積投資および特定非課税管理に関する約款）

新旧対照表

新	旧
（非課税口座開設届出書等の提出等） 第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第10項および同条第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>勘定廃止通知書記載事項</u>もしくは<u>非課税口座廃止通知書記載事項</u>（以下、「<u>廃止通知書等記載事項</u>」といいます。）の記載がある書類で「<u>勘定廃止通知書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの</u>）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知</u>	（非課税口座開設届出書等の提出等） 第2条 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第10項および同条第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「<u>再開設年</u>」といいます。）または<u>非課税管理勘定</u>、<u>特定累積投資勘定</u>もしくは<u>特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「<u>再設定年</u>」といいます。）の

書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものについては、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出または提供される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合等を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 （省略）

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供し

前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 （省略）

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合

非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき

② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合

非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、特定累積投資勘定ま

ます。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資
勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場
合
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定
累積投資勘定が設けられることとなっていたと
き

5 お客さまが当社の非課税口座に設けられる
べき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定
を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとす
る場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定ま
たは特定非課税管理勘定が設けられる日の属する
年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1
日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措
置法第37条の14第13項に規定する「金融商品
取引業者等変更届出書」を提出してください。な
お、当該変更届出書が提出される日以前に、設定
年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘
定に上場株式等の受入れが行われていた場合に
は、当社は当該変更届出書を受理することができ
ません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに
非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定ま
たは特定非課税管理勘定が既に設けられている場
合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管
理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37
条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知
書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知
書記載事項を提供します。

（特定累積投資勘定の設定）

第4条の2 （省略）

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定
期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書
が年の中途において提出された場合における当該
提出された日の属する年にあつては、その提出の

たは特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは
は金融機関に設けようとする場合は、非課税口
座に当該非課税管理勘定、特定累積投資勘定ま
たは特定非課税管理勘定が設けられる日の属す
る年（以下「設定年」といいます。）の前年10
月1日から設定年の9月30日までの間に、租
税特別措置法第37条の14第13項に規定する
「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して
ください。なお、当該変更届出書が提出される
日以前に、設定年分の非課税管理勘定、特定累
積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株
式等の受入れが行われていた場合には、当社は
当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したと
きに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘
定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘
定が既に設けられている場合には当該非課税管
理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管
理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第
37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止
通知書」を交付します。

（特定累積投資勘定の設定）

第4条の2 （省略）

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定
設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設
届出書が年の中途において提出された場合にお
ける当該提出された日の属する年にあつては、

日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第6条の3 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株

その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第6条の3 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入

式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ (省略) ロ (省略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるもの</u>を受け入れることができません。 ① (省略) ② (省略) ③ (省略) (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第10条 (省略) 2 (省略) 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま	した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ (省略) ロ (省略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、<u>次の各号に定める上場株式等</u>を受け入れることができません。 ① (省略) ② (省略) ③ (省略) (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第10条 (省略) 2 (省略) 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるもの
---	--

（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（契約の解除）

第 14 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① （省略）
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合
租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）
- ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）
租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ （省略）

を含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（契約の解除）

第 14 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① （省略）
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合
租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）
- ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）
租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

202 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月	⑤ (省略) 202 <u>3</u> 年 <u>11</u> 月
---------------------------	--

以上